

刑事手続のIT化について

前仙台高等検察庁検事長 辻 裕 教

1 概観

IT基盤の整備及び法整備の両面から、刑事手続IT化に向けた検討が進められている。

令和4年6月の閣議決定（規制改革実施計画）では、「令和8年度中に、新たなシステムを利用した活用施策の一部開始することを目指す。」などとされた。

法務省は、令和3年3月から、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」を開催し、報告書がまとめられた。法曹三者及び関係機関が、刑事手続IT化を積極的に進めていく方向性で一致したものと認識している。

法整備に関しては、令和4年6月、法制審議会に対して諮問がなされ、現在、調査審議が進んでいる。IT基盤の整備については、主

として警察庁、法務省・検察庁及び最高裁が、相互に連携・協力しつつ、デジタル庁、日弁連等の関係機関とも調整を重ねながら、それぞれのシステムの設計・開発に向けた検討を開始していると認識している。

2 目的等

刑事手続IT化の目的は、刑事手続全般にわたってITを活用することにより、円滑・迅速な適正手続の遂行に資すると共に、手続に關与する国民の負担の軽減にも資することにあると考えられる。そのためには、これまで紙を用いて行っていた業務を単に電子データに置き換えるにとどまらず、業務の在り方そのものを再検討する必要がある。

3 各論

(1) IT化に含まれる2つの要素のひとつは、「文書のデジタル化・発受のオンライン化」である。紙の書類を廃し、なるべく電子的方法に一本化していく方向性を指すものである。

もうひとつは、「各種手続をビデオリンク等を利用して非対面・遠隔方式で行う」ものである。こちらは、非対面・遠隔方式を用いることが有効であり、弊害も少ない場合に、その方式を選択できるようにするというのが議論の中心である。

(2) 文書のデジタル化・発受のオンライン化

ア 文書の作成・発受
捜査・公判の過程で捜査機関や裁判所が作成する「記録」の

ウ 証拠収集

証拠も、紙ではなく、最初から電子データで入手できるようにすることに、紙で入手した資料を電子データに変換するという作業の必要がなくなり、より効率的な業務遂行が可能になる。証拠資料を提供する側も、電子的なやり取りで済ませることにより、その負担を軽減することができると考えられる。

エ 証拠開示・公判準備

弁護人に対する証拠開示等も、オンラインを活用して行うことができるようになることが見込まれる。

その際、証拠の流出・拡散を防止する措置を検討しなければならぬという認識は、関係者間で共有されていると思われる。

オ 公判廷における証拠調べ等

起訴状は電子的なデータを裁判所に送信することになり、公判廷における証拠調べも、電子データの証拠書類を朗読し、あるいは、画像・音声データを再

生することにより行われることになる想定される。

証拠である電子データの提出についても、公判廷に臨む当事者が大部の記録を持ち運ぶ必要はなくなるものと想定される。

(3) 遠隔・非対面方式

ア 接見交通

ビデオリンク方式による弁護人と被疑者・被告人との接見についても、議論されているが、法務省の検討会において、権利性のある「接見」として認めるべきであるという意見と、それが困難であるという意見の隔たりが大きく、方向性が見いだせていなかったものと認識している。

今後の法曹三者等による協議の行方を見守りたい。

イ ビデオリンク方式による打合せ・公判前整理手続／公判期日への出頭

一定の要件の下で、公判前整理手続期日及び打合せ期日への、検察官・弁護人のビデオリ

みならず、関係機関・関係者に対する通知文書等、業務の過程で作成する文書を、原則として、最初から電子データとして作成し、管理するというものである。

現在では、紙の事件記録が1冊あるだけであるので、例えば、検察庁内部で1つの業務に事件記録を使っている間は、他の業務が進まないということが起き得るが、電子化されれば、同時並行的に複数の者が同じ記録を用いることができる。

また、電子データ化された文書の発受（やり取り）は、基本的にオンラインで行うこととなる。これにより、文書を持ち運ぶために移動をする必要がなくなり、郵送等に要していた時間も不要となる。

こうした電子化のメリットを最大限に活かすためには、弁護人を含む関係機関が協力し、なるべく徹底してデジタル化、オンライン化を進める必要がある。電子的な記録の一部に紙媒

リンク方式による出席を認める方向での検討がなされている。

他方、検察官・弁護人の公判期日への出席については、敢えて必要ないという議論が大勢のようである。

感染症陽性で押送が不適当である場合など、極めて例外的な場合には、被告人についても、ビデオリンク方式による公判期日への出頭を可能にするという検討が行われている。

ウ ビデオリンク方式による証人尋問の拡大

ビデオリンク方式による証人尋問の拡大についても検討されているが、反対尋問を実質的に制約するといった消極論もあるなど、拡大の可否や方向性に関する議論が続いている。

4 結語

ITの活用のためには、法曹三者、関係機関の連携・協力を重視した取組みが不可欠であり、今後とも、共同して検討を進めていくことが重要だと認識している。